

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：13801
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2010年度～2012年度
 課題番号：22530195
 研究課題名（和文） アダム・スミス『道徳感情論』における社会規範の研究

研究課題名（英文） A Study on the theory of Social Norm in Adam Smith's The Theory of Moral Sentiments

研究代表者

田島 慶吾（TAJIMA KEIGO）

静岡大学人文社会科学部・教授

研究者番号：90236521

研究成果の概要（和文）：本研究は、アダム・スミス『道徳感情論』における公平な観察者の理論を用いることにより、社会規範とは直接に相互行為する行為者から独立した行為規則であることを示した。この社会規範の把握、つまり、ルール of の外部性と観察者の存在の必要性の指摘により、これまでのゲーム理論による社会規範論に内在する困難、つまり規則そのものの良し悪しを判断できないという欠点を克服することができることを示した。

研究成果の概要（英文）：My study has shown by employing the idea of an impartial spectator in Adam Smith's The Theory of Moral Sentiments that social norms are behavioral rules that are independent of socially related actors. The externality of behavioral rules and the existence of an impartial spectator are indispensable to the theory of social norms because they can explain whether a human conduct is good or bad.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：経済学

科研費の分科・細目：経済学・経済学説・経済思想

キーワード：アダム・スミス、道徳感情、社会規範、ルール

1. 研究開始当初の背景

(1) 社会規範の研究は主としてゲーム理論による。

社会規範 (Social norm) の研究は経済学ではゲーム理論を用いた研究が中心となってきた。ゲーム理論的社会規範論は、ある社会状況において成立する、複数者の行為の類型性、即ち、同じ行為がある社会的状況において繰り返されることに社会規範の成立を見ている。つまり、ある社会的状況において、主体 A も主体 B も相互利益

を最大化するために同じ行為を選択するという事態に社会規範の成立を見ているのである。ある社会状況で異なった個人が同じ行為を選択するという事態に、あたかも、ある規範＝行為の指示が存在し、彼らの行為がこの規範を「顧慮」したように見えるからである。社会規範を、ある集団の内部において確立された行動の様式として定義するというのがゲーム理論的社会規範論の基本的考えである。研究開始当初の段階では、社会規範論の文献の多くが採用している「社会規範

＝行為の類型性」という定式とスミスが『道德感情論』で展開した「徳性」論との違いが注意を引いた。田島慶吾「アダム・スミスと社会規範論」

(静岡大学『経済研究』静岡大学『経済研究』12巻4号、37-54頁、2008年2月)はこのゲーム理論による社会規範論とスミスの徳性論との「違い」を分析したものであり、今回の研究の萌芽的論文となった。

(2) ゲーム理論的社会規範論と日常的「社会規範」理解とは齟齬する。

上記の論文を経て、上記のゲーム理論による社会規範論は日常的な「社会規範」の概念—「社会規範とは、自己利益への顧慮を離れ(つまり、利己的な行為を抑制し)、社会の全ての成員においてではないが、多くの成員において共有される、行為そのものの「良し悪し」を判断する基準である。—とは著しく異なっていると判断を得た。このゲーム理論による社会規範論の展開には大きな錯誤があると思われた。この錯誤とは以下の2点である。

① ゲーム理論的社会規範論は、行動選択がその行為の結果＝利得に左右されるという点で、目的論(結果主義)であるが、これは自己利益への顧慮を離れた、ある種の義務感、たとえ自己に不利益な結果を招来するとしても、何々をすべしという行動への指示を意味する日常的規範概念—非結果主義的—とは異なっている。つまり、「日常的」な理解では、社会規範とは一種の義務を意味し、行為の「結果」が選択された行為の善悪を判断する基準とはなっていない。

② ゲーム理論的社会規範論は行為の類型性を社会規範の成立としているのであるが、異なる主体がある状況で同じ行為を選択することがなぜ、社会規範の成立であるのか、実は不明である。ここでの問題は、ある団体内部で「正しい」とされた行為でも、その団体の「外部」から見た場合には、その行為は「正しくない」と判断される可能生である。行為の類型性を社会規範とする場合には、それは常に、ゲームの「内部」で「正しい」と判断されることを意味している。しかしこれは、誤りであるように思われた。選択された行為の善悪は第三者が判断すべきことを「日常的な」規範意識は教えている。団体内部での成員の行動が「正しくない」と判断するためには、私たちは団体の「外部」にいてはならない。ゲーム理論的社会規範論にはこの「外部」視点または第三者視点が欠けている。

社会規範は、行為の選択そのものの善悪を判断できる基準であるという基本的な性格を社会規範論は欠いてはならないというのが、根本的な判断である。この行為の選択そのものの善悪の判断は行為者を観察する者という視点が不可欠で

あると気づき、ここでスミスの徳性論の議論が活用できると気づいた。

(3) スミス『道德感情論』はゲーム理論的社会規範論に内在する困難を解決する。

上記のゲーム理論的社会規範論と日常的社会規範論の齟齬は、後者が行為そのものの善悪を判断する基準を与え得ないというところにあると思われた。本研究はスミス『道德感情論の理論』に着目し、同書においてスミスが展開した公平者観察者の理論が新たな、または、「日常的な社会規範の概念」への構築へと導くことになると思惟した。スミスは「公平な観察者」概念を用いて、行為者の「外部」の視点から行為の善悪を判断すべきことを『感情論』で説いたのである。ここで、研究はゲーム理論的社会規範論から、スミス『感情論』における徳性論へと展開した。

以上が本研究開始の学問的背景である。研究代表者は『アダム・スミスの制度主義経済学』(2004年)において、スミスの「徳」とは制度＝行為のルールであるとの結論を得、この結論により、スミス経済学を制度主義理論として把握した。また、“The Theory of Institutions and Collective Action in Adam Smith’s Theory of Moral Sentiments”(2006)において、『感情論』における規範論を制度主義の立場から研究し、スミス経済学の主題は集合行為論であることを示した。集合行為はその集団に属する構成員が行為する際に依るべき行為の規則を必要とする。この規則とはスミスによれば、法と倫理(徳)である。従来の研究ではスミスにおける経済、法、倫理の関係は市民社会における3局面と理解されてきたが、上記論文は、法と倫理とを行為の規則として把握し、経済行為とはこれらの規則を顧慮した上で行われる集合行為であることを明らかにした。上記論文は必ずしも、倫理を主題としたものではなかった。そこで、次の論文「アダム・スミスと社会規範論」(2008年)において、スミスの言う「徳」とは社会規範として理解できることを前提に、ゲーム理論的社会規範論の評価を行い、スミス『感情論』が社会規範論として理解可能であることを示した。本研究はこれらの研究を継承するものである。

(4) 研究の方向性

従って、本研究は従来のスミス研究とは異なった側面から『道德感情論』を扱うことになった。本研究で示されるスミスの社会規範論の研究は、それが経済学史的に初めての試みであるという点にのみ重要性があるのではない。スミス社会規範論は上述した現在主流のゲーム理論的社会規範論に内在する困難さを克服する社会規範論であることにその重要性がある。スミスは上述のゲ

ーム理論的社會規範論の不十分性を克服できる新たな視点を示していた。この視点とは以下2点である。

① スミスは、徳性論を展開する際に、行為には直接関わらない「観察者」の視点を導入している。

これは、ゲーム理論的社會規範論が規範をゲーム内部における、直接に相互行為する主体が示す行為の同型性に求めるのに対し、ゲームの外部において、行為者の行為を「観察する」という外部視点を導入することにより、行為の正しさを保証する視点である。観察者は直接に相互行為する主体の外部において、相互行為を観察する。これにより規範論に外部性の要因が導入される。

② スミスは規範を行為のルールとして示した。つまり、規範とは個人の性向や行為の同型性ではなく、ルールであり、このルールを基準にして、行為そのものの善悪が判断される。規範は行為のパターンそのものではなく、行為がこの規則を顧慮することにより同型性を生み出すのである。

『感情論』における「道徳性の一般的諸規則」とはこのようなルールである。

以上のような方向性の下に、本研究は開始された。本研究はこの、非主流的社會規範論—非結果主義＝義務論と行為規則の外部性—の源泉をアダム・スミス『感情論』に求めることを意図した。社會規範は、結果への顧慮(損得)を離れた、選択された行為そのものの善悪を与える基準であるという基本的な視点を維持するために、

2. 研究の目的

(1) 道徳感情論における観察者視点を社會規範論に活用する。

本研究は、アダム・スミス『道徳感情論』における「同感と徳性」の論理を社會規範論へと展開することにより、現在の主流であるゲーム理論的社會規範論に内在する理論的諸困難を解決し、新たな社會規範論を提示することを目的とした。本研究は『感情論』における「中立的な観察者」および徳＝「行為選択のルールとしての規範」という視点が、今後の社會規範論の展開において重要な論理である、そしてまたこれにより、スミス道徳哲学が、単に学説史的にばかりでなく、現代の経済学理論としても重要な理論を提供するものであることを明らかにする。

(2) 本研究の目的

具体的には、本研究はスミス『感情論』の社會規範論の研究から以下の成果を得ることを目的とした。

① 社會規範とは相互行為する行為主体とは独立した行為選択の規則であり(規則の外部性)、

② この規則の形成には第三者視点が不可欠である(第三者視点)。

③ 『感情論』は「選好を行為選択の基準」とする立場から、「一定のルールを行為選択の規準とする立場」への移行の論理を示し、社會規範論に新たな展開を加えた。

3. 研究の方法

本研究は(1)選好理論の研究(2)非結果主義的(義務論的)社會規範論の研究(3)スミスの『道徳感情論』の公平な観察者の理論の研究の3分野からなつた。

(1) 選好論の研究: 数多くの選好理論の研究の中から、ルール顧慮の選好の可能性を見つけた。これは利己的選好に対する批判的観点を提供するものとして注目した。近年の行動経済学の研究により、利己的選好とは異なつた社会的選好の存在が示されてきたが、社会的選好の研究は更に進んで、「過程顧慮的選好

Process-regarding preference」の存在、つまり、自己の利益または他者の利益という結果がいかにかに生じたかについての関心、価値、倫理、行動の基準への選好までも示している。スミスの社會規範論は義務論であるが、義務論的社會規範論の展開にあつては、個人の選好を過程顧慮的選好とすることが必要であると考え、行動経済学の所見および数は少ないが重要な義務論的規範論を扱つた。

(2) 非結果主義的規範論の研究から行為規則の「外部性」という観点を導き出した。ゲーム理論的社會規範論に内在する最も大きな困難は、それが選択行為そのものの「善悪」を判断する基準を与えないということである。この基準を欠いた場合には、社會規範を行為の類型性と処理する他なくなるのであるが、この欠陥を回避するために、義務論的、非結果主義的社會規範論の研究を利用した。

(3) スミス『道徳感情論』の研究から社會規範の外部性と行為者を外から観察し、行為の善悪を判断する公平な観察者の概念を用いて、スミスの社會規範論を展開した。行為主体の相互関係の「外部」に存在する社會規範という規範的ルールを顧慮することにより、行為が選択されるか? が『感情論』において研究される。研究の視点は、規範的ルールの外部性(行為主体の外から、行為を観察する立場)とルール形成における観察者の重要性である。

4. 研究成果

(1) 研究成果

本研究はスミス『感情論』の社會規範論の研究

から以下の結果を得た(田島, 2013)。

①社会規範とは相互行為する行為主体とは独立した行為選択の規則であり(規則の外部性)、

②この規則の形成には第三者視点が不可欠である(第三者視点)。

③『感情論』は「選好を行為選択の基準」とする立場から、「一定のルールを行為選択の規準とする立場」への移行の論理を示した。

本研究は、「社会規範とは行為の選択そのものに関わるルールである」ということを明らかにし、最終的命題「社会規範とは、行為の一般的諸規則であり、行為者および観察者により行為の規則であることが共有されている規則である。この時、行為の一般的諸規則は行為者の「外部」にある。」を得た。

ゲーム理論的社会規範論の構造は、ゲームの内部で、二人の行為者が同じ行為(A,A)または(B,B)を採っており、これが規範の成立と同一視される。しかしこの構造では、行為AまたはBが「正しい」と言うことはできない。ここでは単に、行為の同型性(A,A)または(B,B)が成立しているにすぎない。これに対して、スミスの社会規範論では、行為者は外部のルールである規範を参照している。行為Aが「正しい」のは外部のルールを参照しているからである。

(2) 研究の意義

本研究の意義は第一に、スミスの社会規範論(非主流的な把握にとどまる非結果主義的、義務論的社会規範論)が、現在主流のゲーム理論的社会規範論の内在的困難さを克服するものであることを示すことにより、社会規範論の研究に大きな寄与をなすものである。

また本研究はこれまでの学説史のスミス研究とは異なり、現代経済理論におけるスミス倫理学の位置づけを目指す(田島, 2012)ものである。スミス研究への学説史研究はこれまで充分になされてきた。しかし、本研究は現代の経済学理論(ゲーム理論による社会規範論)の成果の批判的継承の上に、スミス『感情論』を位置づけることにより、スミス研究の新たな一面を切り開いた(田島, 2011)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

- ① 田島慶吾、社会規範論におけるルールの外部性と観察者視点について、経済研究、査読無し、17巻、4号、2013、77-94頁
- ② 田島慶吾、スミス 経済と倫理の哲学者、三崎和志・水野邦彦編『西洋哲学の軌跡』晃洋書房、査読無し、2012年、48-58頁

- ③ 田島慶吾、アダム・スミス経済学の制度主義的基礎、経済研究、査読無し、15巻、4号、2011、175-193頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田島 慶吾 (TAJIMA KEIGO)
静岡大学・人文社会科学部・教授
研究者番号：90236521

(2) 研究分担者

該当者なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

該当者なし ()

研究者番号：